

2025年度 夏期 Business Studies Abroad I Plus

〈カリフォルニア大学デービス校/アメリカ合衆国〉

募集要項

□<https://ritsumei-ba-gblp.jp/>



INDEX

1	Business Studies Abroad I Plus 募集の流れ	P. 1
2	Business Studies Abroad I Plus とは？	P. 2
3	応募資格について	P. 2
4	派遣予定先について	P. 2
5	受講登録について	P. 2
6	事前講義・事後講義について	P. 3
7	応募について	P. 3
8	選考方法について	P. 4
9	参加費用・奨学金について	P. 4
10	単位授与と成績評価について	P. 5
11	注意点	P. 5
12	個人情報について	P. 5
13	派遣先大学紹介	P. 6
14	立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSAプログラムなど）に参加するにあたっての遵守事項	P. 8
15	立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSAプログラムなど）に関する承諾書	P. 10

※不測の事態により、募集要項通りにプログラムを実施することが困難であると判断した場合には、内容の変更を行うことがあります。
その判断は派遣先大学と調整の上、本学経営学部が行います。そちらを承諾の上、プログラムの申請をご検討下さい。

1 Business Studies Abroad I Plus 募集の流れ

応募・選考等のスケジュールについて(選考年度:2024年度)

項目	日時	場所・方法	備考
募集 ガイダンス	4月14日(月) 12:25~13:05	AN328	実際に引率くださるBSA担当教員が参加し、体験談の紹介や質疑応答の時間があります
応募書類 提出期間	各募集ガイダンス後 ～ 5月7日(水)17:00まで 締切厳守	<p>【応募書類入手方法】 BSAのHP<https://ritsu> よりダウンロード</p>  <p>【提出方法】 申請資料一式を印刷し左上に ホチキス止めの上、 OIC学びステーション窓口で提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> 応募書類は手書きでもPC入力で作成でもかまいません 応募書類を手書きで作成する場合はすべて黒のボールペン(鉛筆・フリクションは不可)で記載すること 応募書類に不備のあった場合、不備修正を含め応募締切までに行う必要があることに留意すること 一度応募を受け付けた後は、辞退は認めませんので、よく考えてから応募してください <p><提出受付時間> 平日9:00～17:00 (11:30～12:30および土日祝日を除く)</p>
面接期間	5月12日(月)～5月16日(金) 各日ともに9:30～16:50	ZOOM	<ul style="list-style-type: none"> 30分程度の集団面接 詳細は後日(5/2を予定)、学内メールへ連絡、確認後返信すること
合否結果 発表	6月4日(水) 10:00	manaba+R	合否結果は、 manaba+R > 大学からのお知らせ >「留学」 に掲載されます

合格後から派遣までのスケジュール ※事前講義日程は別途調整しお知らせします。

項目	日時	場所・方法	備考
第1回 派遣者ガイダンス	6月9日(月) 12:25~13:05	合格者向けに別途連絡	<ul style="list-style-type: none"> 海外旅行保険(包括保険を学部負担)の加入説明
申込金 納入期間	6月9日(月)～6月19日(木)	各自指定口座に振込後、 振込控えをOIC学びステーションに提出	<ul style="list-style-type: none"> 申込金10万円
申込書類 提出期限	6月9日(月)～6月19日(木)	OIC学びステーションに提出	<ul style="list-style-type: none"> 書類提出には派遣先大学への申込用紙が含まれます 父母等の証明・押印が必要です。 父母等が遠隔地に住んでいる等の理由で提出期間内に提出書類が困難な場合は、窓口にご相談ください。
保健センターガイダンス・ 危機管理ガイダンス	未定	決まり次第、学内メールに通知	<ul style="list-style-type: none"> 動画視聴 + オンライン配信(予定)
第2回 派遣者ガイダンス・交流会	7月9日(水) 16:40～	合格者向けに別途連絡	<ul style="list-style-type: none"> 派遣中/帰国後の報告書類説明 交流会は他のプログラムと合同で実施します。

2 Business Studies Abroad I Plusとは？

BSA I Plusは、カリフォルニア大学デービス校のCollege of Business Administrationが実施するEntrepreneurship and International Business Ritsumeikan Program at UC-Davisに参加し、ビジネス英語力の向上と多国籍企業で働く際のスキルの向上および革新的な企業の取り組みなどを少人数クラスで学ぶことのできるプログラムです。

立命館大学以外の日本の大学をはじめ、世界各国の学生が参加するプログラムであり、プログラムを通じて国際交流や異文化理解も経験できます（各国の参加大学は年度によって異なり、本学のみの参加となる場合もあります）。

3 応募資格について

- 1) 経営学部生であること。※大学院生は対象外
- 2) 開講年度に経営学部に在籍していること。
- 3) 応募時に下記の語学基準のいずれかを満たしていること。

語学基準:TOEFL iBT®テスト57点/TOEFL ITP®テスト480点/TOEIC®L&Rテスト550点以上(IPテスト可)

- 4) 2回生以上の応募者は累積もしくは直近セメスターのGPAが2.5以上であること。
- 5) 本プログラムの趣旨・目的を理解し、事前講義・現地学修・事後講義のすべてに参加可能であること。
- 6) 派遣先大学での学修および課外活動について多大な関心と意欲を持っていること。

4 派遣予定先について

コース	派遣先大学	所在地	実施期間(予定)	募集人数	宿泊形態
アメリカ	カリフォルニア大学 デービス校	アメリカ合衆国・ カリフォルニア州	2025年8月7日(木) ～2025年9月8日(月) (約1ヶ月間)	20名	大学寮

(※)最少催行人数は10名です。最小催行人数に満たない場合は開講とします。

■ 授業

12～18人の少人数制のクラスを構成して実施されます。日本その他大学や世界各国の学生と共に授業が行われます。

※詳細は第13項の「派遣先大学紹介」を参照してください。

■ 課外活動

アクティビティーを通じて、UC-Davisや世界諸国から参加する学生との交流や、アメリカ社会・習慣についても学べます。

5 受講登録について

- ・受講登録は、経営学部事務室にて一括登録を行います。皆さん登録する必要はありません。
- ・年間受講登録制限単位数の制限外で登録を行います。
- ・受講登録後の辞退については成績評価がF評価となりますのでご注意ください。

6 事前講義・事後講義について

事前講義・事後講義共に、プログラムの一部として成績評価の対象となり、担当教員の許可を得ずに事前講義または事後講義を1回でも欠席すると、派遣先大学での留学参加および単位を認めない場合がありますので注意して下さい。

■ 事前講義

時期 6月～7月

回数 95分×4回程度

内容 参加学生が学修したいビジネス関連の興味あるテーマについて考えを深めます。日本経済やビジネスコミュニケーション、現在世界が抱える課題・問題やグローバルなビジネス人材になるための課題などについて講義を行う予定です。

■ 事後講義

時期 10月～12月

回数 95分×1回程度

内容 事前講義およびプログラムでの学修のまとめを行います。

7 応募書類について

1) 応募書類

① 「Business Studies Abroad I Plus」応募書類チェックリスト

② 申請書

③ 申込レポート2ページ

④ 成績確認用書類 **※1回生は提出不要**

※CAMPUS WEBにログインの上、直近の「GPA一覧」および「科目一覧」をA4サイズに印刷してください。

※成績証明書は累積GPAが掲載されていない為不可。

⑤ TOEFL iBT®テスト/TOEFL ITP®テスト/TOEIC®L&Rテスト(もしくは、TOEIC®L&R IPテスト)のスコア表のコピー

※応募締切日から遡って2年以内に受験したもの

⑥ パスポートの写し

※パスポートを未取得の場合はすぐに申請し、6月19日(木)17:00までに取得後所定の用紙に貼り、提出すること。

※派遣先の国により入国時やビザ申請時にパスポートの残存有効期限に条件があります。

各自条件をご確認の上、有効期限には十分注意してください！

※日本以外の国籍で、出発までにビザが間に合わない場合は参加ができない可能性があります。

申し込み前にビザの手続き等をよく調べてから応募してください。参加できないことが出発直前に決まつても返金できません。

⑦ 面接希望日時調査表

⑧ 2025年度春学期 時間割

※manaba+R「コース」内、「コース一覧」が確認できるようにA4サイズに印刷してください。

教員の予定と応募者の予定を調整し事前講義を設定します。

2) 応募受付

【応募用紙配布】: BSAホームページ(<https://ritsumei-ba-gblp.jp>)よりダウンロード ※受付期間中のみ

【提出方法】: 申請資料一式を印刷し左上にホチキス止めの上、OIC学びステーション窓口で提出

※受付時間を厳守してください。提出締切日以降は一切受けません。

※最終日ではなく、事前に十分余裕を持って書類を準備してください(不備がある場合は受理できません)。



8 選考方法について

選考は、申込レポートを重視して担当教員が書類審査及び面接を行います。

9 参加費用・奨学金について

■ 参加費用

参加費用は全額個人負担となります。実習費、課外活動費、宿泊費、食費(別途実費負担の場合あり)、渡航費、ビザの取得費用などが含まれます。物価の上昇、為替相場の変動によって納付する参加費用が変動します。

● 参加費用(経営学部への納付金額)に含まれるもの

- ・航空券代
- ・空港からの現地大学までの往復送迎費用
- ・実習費および課外活動費
- ・一日2食分の食費(予定)
- ・教材費
- ・現地の医療保険
- ・滞在費用(大学寮)
- ・危機管理支援サービス加入費用
- ・受入大学の施設使用料(インターネット、図書館など)

滞在国	プログラム参加費用の目安
アメリカ	1,000,000円 ~ 1,150,000円

※昨今の燃油費用高騰・社会情勢による航空便の減便・円安の影響により過年度実績より参加費用の変動が見込まれます。

・奨学金支給額は含んでいません。

● 参加費用に含まれないもの

- ・現地での交通費
- ・ビザ発行のための費用
- ・自転車レンタル費用、クリーニング代、通信費、土産代などの雑費
- ・オプショナルフィールドトリップにかかる費用(現地申し込み)
- ・海外旅行傷害保険費用(※大学が指定する参加者全員加入の保険に加入していただきます。)

<費用納付方法について>

派遣者決定後のガイダンスで案内する指定口座に「申込金(10万円)」を振り込んでください。

残額については、金額が確定後(7月初旬頃)通知しますので、残額をその後速やかに納付してください。

■ 奨学金

立命館大学では、留学プログラムに参加する学生に「立命館大学海外留学チャレンジ奨学金」を支給しています。

この奨学金は、参加費用の一部を補助することにより、プログラムへの参加・修了を奨励する制度です。なお、奨学金の支給額は今後変更になる可能性がありますので、あくまで参考としてください。

※該当する奨学金はプログラム費用の一部として充当し、プログラム費用請求時には下記の金額を差し引いて通知します。

【参考】

コース	奨学金支給金額
I Plus	100,000円

10 単位授与と成績評価について

このプログラムは下表の科目で単位授与されます。プログラムに参加した年度の秋学期に在籍している必要があります。なお、単位数は年間受講登録制限単位数の制限外となります。

<2021年度以前入学者>

	学科	
	国際経営	経営学科
分野	自学科専門科目	他コース科目
科目名	外国留学特修科目 (国際経営)	外国留学特修科目
単位数	6単位	6単位

<2022年度以降入学者>

	国際経営・経営学科 (両学科)
分野	専門科目 (自学科・自コース以外)
科目名	外国留学特修科目
単位数	6単位

科目詳細についてはオンラインシラバスで確認できます。「キーワード」の欄に”科目名”を入力して検索してください。
※クラス名:(UC)’<https://ct.ritsumei.ac.jp/syllabussearch/>

成績評価については、A+、A、B、C、F評価のいずれかとなります。下記すべてが評価対象となります。

成績評価 = 事前講義 + 海外派遣プログラム + 事後講義

11 注意点

以下についてはプログラムの参加にあたって特に注意しておく点です。合わせて第14項「立命館大学経営学部BSAプログラムに参加するにあたっての遵守事項」を確認してください。

- 現地での留学・実習期間が定期試験の追試や成績確認制度の日程と重なる場合は、それらを受けることはできません。また、それに対する特別措置はありません。
- 現地研修は派遣先大学が企画・運営しています。予定の内容から変更になる場合もありますので予めご了承ください。
- 受講および渡航手続き等に関し、教職員の指示による期限等を遵守しない場合、参加資格を取消す場合がありますので、十分に注意してください。
- 本プログラムの最少催行人数は10名です。最小催行人数に満たない場合は開講とします。
- 本プログラムへの参加にはビザ(ESTA)が必要です。申請手続きについては、派遣者決定後のガイダンスにて説明します。
※国籍によって必要なビザが異なります。
- Business Studies Abroad I Plus履修による2度以上の単位授与は認められません。

12 個人情報について

応募書類に記入する個人情報は、本学からの連絡に使用するほか、今後のプログラム内容の改善を図るための学内統計資料として、個人を特定することのできない形に加工した統計処理用のデータとして使用する場合があります。
また、本学が留学の参加者に代わって派遣先大学、旅行会社、保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社、海外用携帯電話レンタルサービスを提供する会社、航空会社、関係省庁および在外公館等に、必要な情報についてのみ提供します。

13. 派遣先大学紹介



アメリカ・カリフォルニア州

■デービス市の特徴：

デービス市は、アメリカ合衆国カリフォルニア州の中央部南に位置する人口6.5万人の都市である。自転車道が整備されており緑豊かな都市で、また、全米のなかで教育程度の高い都市として知られている。

カリフォルニア大学デービス校

■創立：1905年

■学生数：約33,000人

■大学の特徴：

UC Davisは、カリフォルニア州の州都であるサクラメントと高度技術イノベーションの発祥地であるサンノゼの間に位置し、エネルギー、バイオテック、バイオ医療の基礎から応用分野に及ぶ研究で広く知られている大学です。大学周辺には、新興企業から国際的な大企業まで多くの企業が存在しており、グローバルビジネスの仕組みを学ぶのに非常に適しています。また、アメリカ国内におけるクリーンテクノロジーの4大都市のうちの3都市（サンフランシスコ、サンノゼ／シリコンバレー、サクラメント）に位置し、起業家精神の中心となっています。

プログラム構成

科目	
1	Intercultural Research Project ・英語での効果的なオーラル&ビジュアルプレゼンテーションスキルを学ぶ ・コミュニケーション及びインタビュースキルの向上 ・データの調査、収集、整理 ・協調性とリーダーシップのスキル強化
2	Hot Topics in International Business ・グローバルビジネスをテーマとする記事、レクチャー、視聴覚教材を用いて論理的かつ批評的な考え方を養う ・異文化マネジメントへの理解を深める ・ビジネス界の未来を変えるイノベーション・サステナビリティ・アントレプレナーシップの最近のアプローチを学ぶ
3	Introduction to Entrepreneurship ・研究開発の初期段階とペータテストについて学ぶ ・ビジネスとマーケットトレンド、データとレポートなどを分析するスキルを身につける ・様々なビジネス状況を評価する ・推奨されるアクションについて議論する ・実践的なロールプレイ ・仕事を探す際の柔軟性について考える
4	Problem Solving through Design Thinking ・ソフトスキルを通して問題を構成し、複雑な問題に取り組む ・非線形デザイン思考を理解する ・インタラクティブなプロセスを通してチームワークとリーダーシップを育む ・人間のニーズに応えるクリエイティブな解決策を見出す

※上記内容は、開講年度により変更となる場合があります。



	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	週末
午前			50分×4の授業		ビジネスに関する講演やサンフランシスコへデイトリップ	サンフランシスコ観光・オールドサクラメント観光・サクラメントの古着EXPO・ロサンゼルス観光（学校で案内のあるプログラムで参加）・現地の大学生とデービスで遊ぶ
午後	課題・大学の敷地をランニング	課題・ターゲットへ買い物・ダウンタウンデービスを散策	課題・サークルのバレーに参加	課題・チリの友達にスペイン語を教わる	デイトリップの帰りに大谷翔平選手の試合観戦	
夜			課題・寮で交流			課題が終わっていない日は課題

※上記内容は、開講年度により変更となる場合があります。

留学体験記

たった1か月ではありますが、私はこの1か月を通して英語などの学習面でも、人間としても大きく変わることができました。「1か月の留学では大して何も変わらない」と留学前は思っていましたが全くそんなことはありません。

まず、英語力についてですが留学前（6月下旬）から留学後（10月上旬）のたった3か月半でTOEIC®L&Rテストの点数が100点近く上がり、帰国後も勉強を続けたため最終的に1年で200点UPに繋がりました。帰国後、英語のクラスメートからも英語を話す姿が別人のように変わったと言われるほど成長しました。もちろん、ただただ留学をしただけでは成長しなかったと思います。まず事前講義で「英語を話せるようになるための訓練」をしてくださったことは大きかったです。そして留学中は、全ての授業でとにかく発言することを心掛けたり、リサーチの授業で現地の大学生に声をかけてインタビューをしたり、食堂で現地の大学生に話しかけて友達になり遊ぶなど、積極的に英語を使おうとしたため、英語に慣れ、ある程度使いこなせるようになりました。カフェでの注文の仕方など日常英会話もたくさん学ぶことができました。帰国後も、留学で感じたことがモチベーションになり積極的に英語を学び続けることができました。BSA I Plusでは「留学前」「留学中」「留学後」すべてにおいて良い方法で英語を学べる環境が整っていたため、成長できたのだと思います。コロナ後だったということもあり、クラスは日本人がほとんどで、留学中も日本語が通じてしまう環境であったからこそ、積極的に英語を使おうとする姿勢は大切だったと感じます。また、自分の英語が友達やお店で通じないこともたくさん経験し、「自分の英語力はまだまだだからもっと英語をはなせようになりたい」と、留学後のモチベーションにもつながりました。

また、人間としてもすごく変わることができました。どちらかというとネガティブ思考で、他人の目ばかり気にしていた私ですが、アメリカでみんなが生き生きと「自分らしく」生きる姿を見て、自然と自分も周りの目を気にせず「自分らしく」いられるようになり、考え方も前向きになりました。



国際経営学科 1回生 2023年度派遣者
留学先：カリフォルニア大学デービス校
留学期間：約4週間

ました。たくさんの人の話を聞き、「自分のために生きる」という考え方を身をもって学んだ気がします。英語を話せるようになってきた自分にも、自分らしくいることができている自分にも「自信」を持つことができるようになりました。

上手く文章にできませんが、この留学をきっかけに、英語に対する姿勢も考え方も変わりました。長期留学を考えている人も、短期留学のみを考えている人もBSA I Plusに参加する価値は間違いなくあると思います。アメリカと聞くと「怖い」というイメージもあるかと思いますが、デービスは本当にアメリカなのかと疑うほど平和でした。また、同じカリフォルニア州のサンフランシスコやサクラメントには日帰りで、ロサンゼルスには週末を使って旅行することができます。たくさんの思い出を1回の留学で作ることができました。他大学の友達はラスベガスやヨセミテにも行っていました。留学も旅行も楽しめて、私にとっては最高のプログラムでした。また、最初の1週間は経営学部の先生も付き添っていただけますが、デービス市内のことを見せてもらったり、現地の先輩に会わせてもらったり、サンフランシスコにも連れて行ってくださったのもとてもよかったです。また寮であることもこのプログラムの魅力の一つだと思います。食事は毎食バイキング形式で好きな物を食べることができ、学校の敷地内に寮があるため通学も楽でした。何より、食堂が現地学生と同じだったので、勇気さえあれば友達を作ることもできます。ルームメイトは立命館の学生ですが、寮は台湾の学生たちと一緒にいたため、お互いの国のお菓子を交換したり、話したり、国際交流もたくさんできました。寮はすごくきれいで、

この留学に参加していなければ、特に何も得ていない夏になっていたと思います。BSA I Plusを選んで本当に良かったです。ぜひ、皆さんもBSA I Plusに参加して新たな自分を見つけてほしいと思います。きっとこれからの大学生活が素晴らしいモノに変わります！

※先輩体験記より抜粋

過年度派遣学生からのコメント

- 今まで学んだ経営学の知識を活かせる授業ばかりなので、非常に充実した1ヶ月間を過ごすことができると思います。長期休暇を利用して留学を経験したいと考えている方は、ぜひ参加してみてください！
- 大学での授業に支障をきたすことなく夏休みを利用して行くことができる留学プログラムです。英語力だけでなくグローバルなビジネスを学ぶことができます。海外の文化に触れて、日本ではできない貴重な経験をしてみませんか。
- 平日は授業が午後1時には終わり、宿題さえ終わらせればフリータイムなので、想像していたよりも自由に過ごせました。アメリカの日常を感じる事ができ満足しています。半年間や1年間の留学に行く勇気はないけど留学をしてみたいという人にはお勧めです。



【立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSA プログラムなど）に参加するにあたっての遵守事項】

1. 基本姿勢

- 立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSA プログラムなど。以下「プログラム」という。）に参加する学生は、次の点を遵守しなければならない。
- (1) プログラムの目的と主旨を理解し、積極的にまじめな態度で勉学に励まなければならない。
 - (2) 立命館大学（以下「本学」という。）の学生として自覚と誇りを持って、本学および派遣先大学・機関（以下「派遣先」という。）の名誉を傷つける行動は慎まなければならない。
 - (3) プログラム期間中は、日本の法令および本学の諸規則の他、派遣先の国・地域・自治体の法令および諸規則を遵守し、本学および派遣先の教職員の指示に従わなければならない。

2. 健康管理等

- (1) 健康管理は、自らの責任でおこない、服用の必要な医薬品や主治医の紹介状等を現地に持参すること。
- (2) 医師がプログラムへの参加が困難であると判断し、その見解に基づき、立命館大学または経営学部・経営学研究科がプログラムの参加または継続を認めない場合、これに従うこと。この際、日本国外に滞在している場合は速やかに帰国すること。
- (3) 前号によって参加または継続を中止した後、健康状態等が回復したとしても、教学上の理由等から、本学の判断によりプログラム復帰を認められない場合があることを理解すること。
- (4) 本学が指定する海外旅行保険および危機管理支援サービス（以下「海外旅行保険等」と総称する。）に、留学に係る出発から帰国までの期間加入すること。また、派遣先大学から別途で海外旅行保険等に加入することを指定される場合は、本学および派遣先大学が指定するそれぞれの海外旅行保険等に加入すること。
- (5) 既往症、現在疾患、服薬の状況等について所定の方法で事前に本学に申告すること。また、申告内容に変更があった場合は、速やかに再度申告すること。
- (6) 傷病等により入院加療の医療措置が必要となった場合は、すみやかに本学および派遣先に報告するとともに教職員の指示に従うこと。ただし、これらの措置に必要な費用の内、海外旅行保険等で補填できない場合は学生本人または父母等の負担において対応すること。
- (7) プログラム期間中、傷病等により、父母等による救援などが必要と本学が判断した場合、父母等に対し、本学の指示に従って行動するよう、予め了承を得ること。ただし、これらの措置に必要な費用の内、海外旅行保険等で補填できない場合は学生本人または父母等の負担において対応すること。
- (8) 既往症および、現在疾患等がある状態でプログラムに参加し症状が悪化したとしても、本学および派遣先に対して、何等かの金銭的 requirement をせず、またはその責任を問わず、関連して必要な費用の内、海外旅行保険等で補填できない場合は学生本人または父母等の負担において対応すること。
- (9) 緊急に医療手当てまたは手術の必要が生じた場合、学生本人および父母等の個別同意がなくとも、立命館大学または派遣先大学の担当者の判断によって処置されることがあることに同意すること。
- (10) 本学による定期健康診断もしくは本学の指定する健康診断を、出発日から遡って1年以内に受診すること。
- (11) 派遣先大学または派遣先大学が所在する国・地域・自治体が指定する予防接種を、指定の期日までに受けること。

3. 経費および補償等

- (1) プログラムに要する費用（申込金・研修料・宿泊費・航空運賃・保険料等）は、指定の期日までに納入すること。
指定の期日までにプログラムに要する費用の納入がない場合、プログラム参加を辞退するものとみなす場合があること。
- (2) プログラムの合格後は、本学が正当と認める理由以外ではプログラム参加の辞退はできないことを十分に理解した上で申込手続きを行うこと。
- (3) プログラムの派遣候補者として選抜されることは、派遣先大学での受入を保証するものではないこと。また、派遣先大学の事情によっては、受入が許可されない場合もあること。
- (4) 辞退期限として指定している期日以降に、本人の傷病、处分等の理由によってプログラムへ参加または継続が出来なくなった場合、または辞退した場合や、本学によりプログラム参加を取り消された場合、またはプログラムの開始前後にかかわらず本学の責に帰さない事由によりやむを得ずプログラムを中止する場合には、納入されたプログラムに要する費用、当該プログラムに関わる派遣先大学・業者が定めるキャンセル料・追加料金について、学生本人または父母等が負担すること。また、当該支払に際して外貨から日本円への交換手数料が発生する場合は学生本人または父母等が負担すること。
- (5) パスポートやビザの取得手続きに関する遅延および申請却下や天災・災害・ストライキ・伝染病・政治情勢の変化・戦争・テロ、その他不可抗力に起因する事態によって、プログラムの中止、中断及び内容の変更があった場合、本学及び派遣先に損害賠償を要求せず、前号と同様の費用を負担すること。
- (6) 本人の不注意または、本学及び派遣先が管理できない状況下で、事故、病気または死亡事故が発生した場合、本学及び派遣先に対して何等かの金銭的 requirement をせず、またはその責任を問わないこと。
- (7) 本人の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等、本学及び派遣先が管理できない状況下で発生した場合、本人の責任で対応しなければならないこと。
- (8) 法令または公序良俗に反する学生本人の行為により生じた損害については、必要に応じ、賠償の責を負わなければならないこと。
- (9) 本人の故意または重大な過失により、プログラムに重大な損害を与えた場合は、必要に応じ、賠償の責を負わなければならないこと。
- (10) プログラム参加に伴う渡航期間・受講期間が、本学における講義・補講、定期試験、追試験等と重なった場合、特別な配慮は行われないこと。

4. 個人情報取扱いに関する同意

- (1) 立命館大学経営学部事務室に届け出た個人情報について、立命館大学経営学部事務室が、旅行会社、保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社、海外用携帯電話レンタルサービスを提供する会社、航空会社、関係省庁および在外公館に提供・共有し、プログラム運営のために利用すること。
- (2) 立命館大学経営学部事務室が、プログラム運営のために、派遣先大学等から成績情報、生活情報等の個人情報の提供を受けることや派遣先大学に成績情報・生活情報等の個人情報を提供することに同意すること。

5. 書類の提出

(1) 誓約書の提出

「立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSA プログラムなど）に参加するにあたっての遵守事項」を理解し、厳守するために、本人および父母等連名による誓約書を提出すること。

(2) 報告書等の提出

本学に対して、所定の報告書等を所定の期日までに提出すること。

(3) その他所定の書類の提出

本学から別途指示があった場合は、その書類についても確認し、指示に従って所定の期日までに提出すること。

「立命館大学および本学と提携する関連機関にて代理で航空券を手配するプログラム（BSA I・I Plus・IIIなど）に参加するにあたっての遵守事項」

1. 入国・帰国

- (1) プログラム参加に際しては、所定の航空便等を利用して入国し、個人での入国を行わないこと。
- (2) 派遣先でのプログラム修了後は、所定の航空便等を使用して帰国し、個人での帰国を行わないこと。
- (3) 本学の許可なく、日本または母国への一時帰国および再入国を行わないこと。
- (4) 学業面またはその他の理由から留学プログラムへ参加の継続が困難と本学が判断し、帰国を命じた場合には、当該措置に従うこと。

2. 自由時間における行動および規律事項

- (1) 派遣先の寮規程または入居したホームステイ先の規則に従い、生活すること。
- (2) 自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
- (3) パンジージャンプ、スカイダイビング、スキーバーダイビング等、危険な行為を行わないこと。
- (4) プログラム期間中に旅行または外泊をする場合は、指定の期日までに所定の届出を本学に行うこと。本学または派遣先大学から計画の変更や中止の指示があった場合は、それに従うこと。
- (5) 麻薬、向精神薬等日本の法律または派遣先大学が所在する国・地域・自治体の法律により違法とされる薬物、危険ドラッグ、銃等の所持、使用、購入および日本への持ち込みはしないこと。
- (6) 派遣先大学の授業の録音や録画、写真撮影などは、授業担当者の許可を得ること。
- (7) 派遣先国・地域・自治体で危機が発生し本学が帰国を命じた場合は、命令および指示に従い安全を確保したうえで速やかに帰国すること。

「各自で航空券を手配するプログラム（BSA II・IVなど）に参加するにあたっての遵守事項」

1. 入国・帰国

- (1) 本学および派遣先が定める期間内に出国・帰国すること。
- (2) 本学への届出なしに日本への一時帰国および再入国を行わないこと。

2. 自由時間における行動および規律事項

- (1) 派遣先大学の指示に従い各自で手配した居住施設に入居し、入居先は事前に本学に届け出ること。
- (2) 派遣先の寮規程および入居した居住施設の規則に従い、生活すること。
- (3) 自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
- (4) パンジージャンプ、スカイダイビング、スキーバーダイビング等、危険な行為を行わないこと。
- (5) 派遣先の休暇期間中を含むプログラム期間中に、旅行・外泊・一時帰国をする場合は、必要に応じて派遣先にもその旨報告のうえ、指定の期日までに所定の届出を本学に行うこと。
- (6) 前号の旅行・外泊・一時帰国の内容について、本学または派遣先大学から計画の変更や中止の指示があった場合、当該指示に従うこと。
- (7) 麻薬、向精神薬等日本の法律または派遣先大学が所在する国・地域・自治体の法律により違法とされる薬物、危険ドラッグ、銃等の所持、使用、購入および日本への持ち込みはしないこと。
- (8) 派遣先大学の授業の録音や録画、写真撮影などは、授業担当者の許可を得ること。
- (9) 派遣先国および地域で危機が発生し本学が帰国を命じた場合は、命令および指示に従い安全を確保したうえで速やかに帰国すること。

「オンライン留学プログラムに参加するにあたっての遵守事項」

1. 学習準備

- (1) オンライン留学等のプログラム参加にあたり、受講のための環境（パソコンやタブレット等受信機器や通信環境等）整備や受講に必要な通信費用は、学生本人が負担すること。

2. 規律事項

オンライン授業の受講にあたり、以下の行為は、情報倫理に反する行為として固く禁止する。

- ① オンライン授業のために配布されたオンライン会議システムの情報（URL、ミーティング ID、パスワード）を、授業と関係のない第三者と共有すること。
- ② ライブ形式で実施されるオンライン授業の様子を派遣先大学の担当教員や出席者の許可なく写真に撮り SNS などで共有し、拡散すること。また、担当教員の許可なく、授業の内容を録音・録画し、それを公開すること。
- ③ オンライン授業で配布された資料等を、派遣先大学の担当教員の許可なく再配布すること。
- ④ 授業での活用を目的としてインターネット上（Youtube 等）で限定公開されている動画資料について、その URL を授業と関係のない第三者と共有すること。

立命館大学長 様

私は、立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSA プログラムなど。現地への渡航を伴わないオンラインのものも含む。以下「プログラム」という。）に参加するにあたり、立命館大学の代表学生として海外に派遣されることを自覚したうえで、プログラムの募集要項に記載の事項および次の各事項を承諾し、誠実に履行します。なお、承諾内容に反した場合、立命館大学の代表学生として相応しくない行動を取った場合は、プログラムへの参加取消または帰国措置を命じられても、異議を申し立てません。

1. プログラム参加手続の履行

- (1) プログラム申込金および実習費ならびにその他諸経費がかかる場合は、指定の期日までに納入すること。指定の期日までにプログラム申込金、実習費等の納入がない場合、プログラム参加を辞退するものとみなす場合があること。
- (2) プログラムの合格後は、立命館大学が正当と認める理由以外ではプログラム参加の辞退はできないことを十分に理解した上で申込手続を行うこと。
- (3) 立命館大学または経営学部・経営学研究科が辞退期限として指定している期日以降にプログラム参加を辞退する場合、立命館大学によりプログラム参加を取り消された場合、またはプログラムの開始前後にかかわらず立命館大学の責に帰さない事由によりやむを得ずプログラムを中止する場合には、立命館大学に納付したプログラム申込金、当該プログラムへの参加にあたり負担した費用、辞退・参加取消・中止により発生する費用、当該プログラムに関わる派遣先大学・業者が定めるキャンセル料・追加料金について、学生本人または父母等が負担すること。また、当該支払に際して外貨から日本円への交換手数料が発生する場合は学生本人または父母等が負担すること。
- (4) 立命館大学が指定する海外旅行保険および危機管理支援サービス（以下「海外旅行保険等」と総称する。）に、留学に係る出発から帰国までの期間加入すること。また、派遣先大学から別途で海外旅行保険等に加入することを指定された場合は、立命館大学および派遣先大学が指定するそれぞれの海外旅行保険等に加入すること。
- (5) 立命館大学または経営学部・経営学研究科が指定する往復の航空便、指定旅行代理店、指定査証代行取得業者、指定宿舎がある場合は、それらを利用することとし、指定の期日までに手続を行うこと。指定の期日までにビザ、パスポート等の取得ができない場合、プログラム参加を辞退すること。
- (6) 立命館大学および経営学部・経営学研究科が指定するガイダンスに出席し、指定の期日までに必要な書類を提出すること。
- (7) 立命館大学の定期健康診断を受診すること。何らかの事情で受診できていなかった場合は、指定の期日までに、別途健康診断を受診すること。
- (8) 医師がプログラムへの参加が困難であると判断した場合、その見解にもとづき、立命館大学がプログラム参加を認めないことがあること。
- (9) 派遣先大学または派遣先大学が所在する国・地域・自治体が指定する予防接種を、指定の期日までに受けすること。
- (10) 既往症、現在疾患、服薬の状況等について、指定の期日までに立命館大学に申告すること。また、申告内容に変更があった場合は、速やかに再度申告すること。

2. プログラムに関する諸条件

- (1) プログラム派遣候補者として選抜されることは、派遣先大学での受入を保証するものではないこと。また、派遣先大学の事情によっては、受入が許可されない場合もあること。
- (2) 本邦外務省による海外安全情報にもとづき、派遣先国・地域または都市に対して危険情報および感染症危険情報レベル 2 以上が発令された場合、立命館大学は派遣者の生命・身体の安全を最優先し、原則、派遣の中止を判断する。派遣中止が判断された時点ですでに留学を開始している者は、本邦外務省や在外公館の勧告・命令および立命館大学の指示に従い、安全を確保したうえで速やかに日本に帰国すること。また、危険情報または感染症危険情報レベル 1 以上が発令されている（例外としてプログラムが実施または継続する場合も含む。）、もしくは発令がされていない場合でも、派遣者の安全確保または学習の継続が保証できないと立命館大学が判断した場合は、派遣の中止および早期の帰国を命ずることがある。この場

合において、これらの事態により発生するキャンセル料や帰国手配等に係る費用負担について、海外旅行保険で補填できない場合は学生本人または父母等の負担において対応すること。

- (3) プログラム参加中、緊急に医療手当てまたは手術の必要が生じた場合、学生本人および父母等の個別同意がなくとも、立命館大学または派遣先大学の担当者の判断によって処置されることがあること。
- (4) 医師による診断にもとづき、プログラムの継続が困難であると立命館大学が判断した場合、立命館大学の帰国措置の指示に速やかに従うこと。
- (5) プログラムが定める教育上の目的が達成できず、プログラム参加の継続が困難であると立命館大学が判断した場合、立命館大学の帰国ないし受講中止措置の指示に速やかに従うこと。
- (6) 帰国もしくは受講中止措置を受けたとき、または自己都合によりプログラムを中止したとき、これに伴つて発生する帰国費用等は学生本人または父母等が負担すること。
- (7) プログラム参加にあたり立命館大学から奨学金の給付を受けていた場合、当該奨学金の規程にもとづき、プログラム参加を中止する等の理由により、奨学金の全部または一部の返還を求められることがあること。
- (8) プログラム参加に伴う渡航期間・受講期間が、立命館大学における講義・補講、定期試験、追試験等と重なった場合、特別な配慮は行われないこと。
- (9) ホームステイでは、1家庭に複数名の学生が滞在する場合があること。寮・ホテルでは、1部屋に複数名の学生が滞在することが基本となること。
- (10) プログラム参加にあたり、滞在先、航空券等の諸手続、手配等を自分で行わなければならないプログラムについては、事前に諸手続、手配等について十分確認し、必ず自身の責任において遅滞なく行うこと。

3. 個人情報取扱いに関する同意

- (1) 立命館大学経営学部事務室に届け出た個人情報について、立命館大学経営学部事務室が、派遣先大学、事務業務受託会社、旅行会社、査証代行取得会社、保険会社、保険代理店、危機管理支援サービスを提供する会社、海外用携帯電話レンタルサービスを提供する会社、航空会社、関係省庁および在外公館に提供し、プログラム運営や緊急時の対応のために利用することに同意すること。
- (2) 立命館大学経営学部事務室が、プログラム運営のために、派遣先大学等から成績情報、生活情報等の個人情報の提供を受けることや派遣先大学に成績情報・生活情報等の個人情報を提供することに同意すること。

4. プログラム参加の責任

- (1) プログラム参加中に発生したトラブルについては、基本的に学生本人の責任において対処すること。
- (2) オンライン留学等のプログラム参加にあたり、受講のための環境（パソコンやタブレット等受信機器や通信環境等）整備や受講に必要な通信費用は、学生本人が負担すること。
- (3) 学生本人が被った人的・物的損害または自分が派遣先大学もしくは第三者に与えた人的・物的損害が、次の①～⑨のいずれかにあたる場合、学生本人または父母等の責任において対処し、立命館大学に損害賠償その他のいかなる責任も追及しないこと。
 - ① 自然災害、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害
 - ② 立命館大学が管理しえない状況で起こった事件または事故により生じた損害
 - ③ 法令または公序良俗に反する学生本人の行為により生じた損害
 - ④ 学生本人の故意または過失により生じた損害
 - ⑤ プログラムの趣旨・目的から逸脱した学生本人の行為により生じた損害
 - ⑥ 学生本人の個人的問題から生じた損害
 - ⑦ 学生本人が行った滞在先、航空券等の諸手続、手配等により生じた損害
 - ⑧ 通信障害によるトラブル等により生じた損害
 - ⑨ ②（2）の派遣の中止により生じた損害

5. 規律事項

- (1) プログラムの目的と趣旨を理解し、学習および研究に専念すること。
- (2) プログラム期間中は、日本の法令および立命館大学の諸規則ならびに派遣先大学が所在する国・地域の法令および派遣先大学の諸規則を遵守すること。
- (3) 立命館大学および派遣先大学の教職員の指示に従うこと。
- (4) 麻薬、向精神薬等日本の法律または派遣先大学が所在する国・地域・自治体の法律により違法とされる薬物、危険ドラッグ、銃等の所持、使用、購入および日本への持ち込みはしないこと。
- (5) プログラム参加中に、自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
- (6) バンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバダイビング等危険な行為を行わないこと。
- (7) 健康管理は自らの責任で行い、常備薬や主治医の紹介状等を現地に持参すること。
- (8) プログラム参加中に、旅行または外泊する場合は、指定の期日までに所定の届出を立命館大学に行うこと。立命館大学または派遣先大学から計画の変更や中止の指示があった場合は、それに従うこと。
- (9) プログラム参加中は、立命館大学が指定する報告を遅滞なく行うこと。
- (10) プログラム終了後はすみやかに帰国すること。立命館大学の許可なく、個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。
- (11) 渡航期間が3か月未満の短期プログラム参加者については、立命館大学の許可なく、日本または母国への一時帰国・再入国を行わないこと。
- (12) 派遣先大学の寮規程もしくは入居した寮の規則またはホームステイ先の規則に従い、生活すること。
- (13) 派遣先大学の授業の録音や録画、写真撮影などは、授業担当者の許可を得ること。
- (14) 派遣先国および地域で危機が発生し立命館大学が帰国を命じた場合は、命令および指示に従い安全を確保したうえで速やかに帰国すること。
- (15) オンライン授業の受講にあたり、以下の行為は、情報倫理に反する行為として固く禁止する。
 - ① オンライン授業のために配布されたオンライン会議システムの情報（URL、ミーティングID、パスワード）を、授業と関係のない第三者と共有すること。
 - ② ライブ形式で実施されるオンライン授業の様子を派遣先大学の担当教員や出席者の許可なく写真に撮りSNSなどで共有し、拡散すること。また、担当教員の許可なく、授業の内容を録音・録画し、それを公開すること。
 - ③ オンライン授業で配布された資料等を、派遣先大学の担当教員の許可なく再配布すること。
 - ④ 授業での活用を目的としてインターネット上（Youtube等）で限定公開されている動画資料について、そのURLを授業と関係のない第三者と共有すること。

上記のすべての承諾事項を確認の上、遵守します。

学生本人記入欄	20 年 月 日
参加プログラム名：	(派遣先大学・機関：
学部／研究科：	回生：
学生証番号：	
氏名（自署）：	派遣予定者に内定後、派遣ガイダンスで記入書式を配布します
父母等記入欄	20 年 月 日
父母等（自署）：	(父母等直筆のこと)
父母等緊急時連絡先：〒	
電話番号：	学生本人との統一欄